

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました

令和8年9月1日の道路交通法施行令の一部改正により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから**30km/h**に引き下げられました。対象となる「生活道路」とは地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路を指します。

※中央線・中央分離帯・車両通行帯が設けられている一般道路、高速道路、道路標識等により最高速度が指定されている生活道路は引き下げの対象外です。



警察庁HP

飲酒運転根絶宣言店・事業所を募集しています!

千葉県では、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の高揚を図り、飲酒運転のない、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、飲酒運転の根絶を宣言する事業所と飲食店の登録を行っています。飲酒運転の根絶のためには、周りの方からの声掛けも重要です。飲酒運転ゼロを目指し、登録してみませんか?

○登録後、県が以下のことを行います。

- ・登録証の交付 ・啓発物資の配布
- ・事業所名又は飲食店名及び所在地(市町村名のみ)を千葉県のホームページに掲載(ただし、同意が得られた場合に限る)



詳しくは
千葉県HPを
ご確認ください。



多言語交通安全啓発チラシ (Multilingual Road Safety Flyers)

本県を訪問する外国人観光客・外国人居住者向けに日本の交通ルール・マナーを多言語で紹介しているチラシです。下記の10言語版があります。

- English Version (英語版)
- 中文繁體版 (中国語(繁体字)版)
- 简体中文版 (中国語(简体字)版)
- 한국어판 (韓国語版)
- Deutsche Version (ドイツ語版)
- Versión Española (スペイン語版)
- Versão em Português (ポルトガル語版)
- Bantieng Viêt (ベトナム語版)
- ภาษาไทย (タイ語版)
- Tagalog version (タガログ語版)



交通事故相談所、交通安全推進員派遣制度、交通安全ライブラリーのご案内

◎ 交通事故の相談

千葉県交通事故相談所

検索

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町村の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

問い合わせ先

○本所 … 県庁本庁舎2階

TEL 043-223-2264

○東葛飾支所 … 東葛飾合同庁舎4階

TEL 047-368-8000

○安房支所 … 安房合同庁舎1階

TEL 0470-22-7132



◎ 千葉県交通安全教育推進員の派遣

千葉県交通安全教育推進員

検索

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)



◎ 交通安全DVDの貸出

千葉県交通安全ライブラリー

検索

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全DVDの貸出を行っています。

DVD一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。



問い合わせ先

千葉県 環境生活部 くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263



思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	5,753件 (~206m)
死者数	58人 (+1人)
負傷者数	6,830人 (~242人)
死者全国ワースト5位 令和8年6月末時点 (前年比)	

6月末現在の確定値です。最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第198号

発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課

電話 043(223)2263

FAX 043(221)2969

それ
いい
ね

夜
道
に
き
ら
り

反
射
材

秋の夕暮れ ライトと反射材で守る命

秋の全国交通安全運動

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)

歩行者

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

自動車

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

自転車

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

内閣府

令和8年 秋の全国交通安全運動が始まります

【実施期間】 令和8年9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間
【交通事故死ゼロを目指す日】 9月30日(水)

スローガン **それいいね 夜道にきらり 反射材**

【運動の重点目標】

1. 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
2. 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
3. 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

歩行者

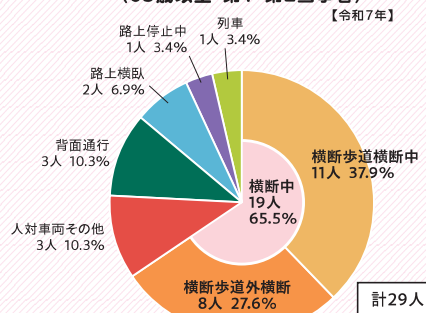
歩行者の交通ルール

令和7年中に県内で発生した交通死亡事故のうち歩行中が約4割を占めています。
歩行中死者の特徴としては、

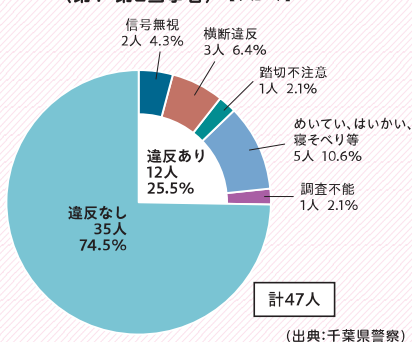
- ・ 65歳以上の高齢者が約6割と多い
- ・ 65歳以上の高齢者は横断中が約7割を占め、このうち、横断歩道横断中が約4割、横断歩道外横断が約3割
- ・ 歩行者の約3割に違反あり などが挙げられます。



事故類型別歩行中死者数
(65歳以上・第1・第2当事者)
【令和7年】



法令違反等別歩行中死者数
(第1・第2当事者) 【令和7年】



事故に遭わないためにも、横断歩道のある道路を横断する場合は**横断歩道を必ず利用**し、渡る際には、手をあげる・車の運転者と目を合わせるなどの「渡るアピール」と左右を見るなど「安全確認」を行います。

※歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。 ※道路標識によって横断が禁止されている道路は横断してはいけません。



歩行者の交通事故防止対策

令和3年から令和7年までの過去5年間に県内で発生した交通死亡事故のうち、6割超が夜に発生しています。夕暮れ時から夜間、明け方は、ドライバーから歩行者が見えにくくなります。**明るい色の服やリフレクター(反射材)**を靴・衣服・鞆・杖などに着用し、自分の存在をドライバーに知らせて、交通事故を防ぎましょう。



自動車

ゼブラ・ストップで事故ストップ!

- ゼブラの **ゼ** は **前方** のゼ → 前をよく見て安全運転!横断歩道では、その周りに歩行者がいないか、十分に注意しましょう。
- ゼブラの **ブ** は **ブレーキ** のブ → 横断歩道に近付いたときは、手前で停止できるような速度で進みます。
- ゼブラの **ラ** は **ライト** のラ → ドライバーは早めの「ライト」点灯・こまめな切り替えを意識し、右(ライト)からの歩行者にも注意して運転しましょう。歩行者も、反射材などを活用して「ライト」アップを意識し、横断時は手を上げるなどの渡るアピールをしましょう。



シートベルト・チャイルドシートは正しく利用しましょう

シートベルトはすべての座席で着用しましょう。正しく装着すると、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減できます。チャイルドシートは6歳未満のこどもに使用させることが義務付けられています。6歳以上でも、体格などに合わせて使用してください。

「酒酔い運転」の要件が変わりました!

令和8年7月21日より、酒酔い運転の要件に数値基準が新設され、「**呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上**」または「**アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態**」に改正されました。
※0.5mg/ℓ未満でも、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態と認定されれば酒酔い運転となります。

飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません!



はればれ運転でいこう!

はればれ運転とは、「危険を避けるため、運転するときと場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を探ること」です。

※千葉県独自の名称であり、警察庁は「補償運転」という名称で推奨しています。



自転車

自転車乗車時は、自分の身を守るために、必ずヘルメットを着用しましょう。お住まいの市町村によっては、自転車乗車用ヘルメットの購入補助を受けられる場合があります。購入補助を行っている市町村HPリンク先はこちらから→

自転車のルールは
こちらから↓



自転車に乗る前のルール

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材をつけよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認をしよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう



自転車の交通ルール
(千葉県警察HP)



交通ルール動画集
(千葉県警察HP)